

新型コロナウイルスの感染を予防するために

市民の皆さんには、感染の拡大防止に向けた取組に、ご協力をいただき感謝を申し上げます。

今後も、感染拡大予防と社会経済活動の両立のため「新たな生活様式」の定着を図りながら、第2波、第3波に対する備えをしっかりと行うことが重要になります。

引き続き、皆さまのご協力をお願いいたします。

「新たな生活様式」とは



感染拡大を予防する「日常生活」

ウィルスとの
共存を意識した
生活習慣

3密の回避

- 密閉・密集・密接の回避

ソーシャルディスタンス

- 身体的距離を確保（できるだけ2m。最低1m）

エチケット

- マスクの着用、咳エチケットの徹底

手洗い・手指消毒

- 手洗いは30秒程度、石けん・消毒薬の利用

体温測定・健康チェック

- 熱や風邪の症状がある時は自宅で療養

日常生活の
各場面別の
行動スタイル

買い物

- 通販、電子決済の利用
- 展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペースを
- 計画を立て、1人または少人数ですいた時間に素早く済ます

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯を避ける
- 徒歩や自転車も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも利用
- 対面ではなく、横並びに座る
- 会話は控えめに
- 大皿は避け、料理は個々に
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける

娯楽・スポーツ等

- 公園はすいている時間、場所を選ぶ
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとる
- 予約制を利用する
- 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで

新型コロナウイルス感染症関連の主な支援について

総合・医療

支援項目	内 容	問い合わせ先
姫路市の新型コロナウイルス対応措置の案内	新型コロナウイルス感染症に関する姫路市の対応全般についての基本的な回答や専門窓口への案内	姫路市新型コロナウイルス関連コールセンター・☎223-9524 平日 午前9時～午後5時
兵庫県の新型コロナウイルス対応措置の案内	兵庫県が行っている新型コロナウイルス感染症に関する対処方針等についての相談窓口	兵庫県新型コロナウイルス感染症対策相談窓口 ☎078-362-9858 平日 午前9時～午後5時
予防・検査・医療の相談	息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合に相談する窓口	姫路市新型コロナウイルス感染症電話相談窓口・☎289-0055 FAX289-0099 平日 午前9時～午後7時 土日祝休日 午前9時～午後5時
姫路市保健医療推進基金	医療機関を支援するための寄付の受け入れ	地域医療推進課・☎221-2399 平日 午前8時35分～午後5時20分

個人・世帯向け

支援項目	内 容	問い合わせ先
特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として給付対象者1人（住民基本台帳に記載）につき10万円を給付	姫路市特別定額給付金コールセンター・☎221-1501 平日 午前9時～午後5時 (受付期間 2年8月20日まで)
住居確保給付金	離職等または、やむを得ない休業等により住宅を喪失または、そのおそれのある人に対して、就職に向けた活動等を要件に、原則3ヶ月、家賃相当額(上限あり)を支給（収入・資産要件あり）	暮らしと仕事の相談窓口（姫路市社会福祉協議会）・☎280-2301
緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸し付けを行う制度（上限20万円）	姫路市社会福祉協議会・☎280-2224
総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯に生活再建を行う間の生活費の貸し付けを行う制度（原則3ヶ月間。単身世帯は月額15万円以内。複数世帯は月額20万円以内）	姫路市社会福祉協議会・☎280-2224

※市外局番は記載のない限り「079」です。

※詳しくは、各担当課へお問い合わせいただけ、ホームページでご確認ください。

個人・世帯向け

支援項目	内 容	問い合わせ先
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による65歳以上の方の介護保険料の減免	介護保険課・☎221-2445 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 3年3月31日まで)
国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免	国民健康保険課・☎221-2343 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 3年3月31日まで)
後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険課 ・☎221-2315 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 3年3月31日まで)
緊急雇用対策	就職の内定を取り消された方や雇用を打ち切られた方、離職を余儀なくされた「ひとり親家庭」の方などを、会計年度任用職員として姫路市が採用	人事課・☎221-2172 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 定員に達するまで)
住宅の退去を余儀なくされた人への市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職により、住宅の退去を余儀なくされた人への市営住宅の提供	住宅課・☎221-2632 平日 午前8時35分～午後5時20分
高等教育修学支援新制度	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生について、授業料・入学金の免除減額や給付奨学金の支給（各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口でも相談受付中）	日本学生支援機構奨学金相談センター ・☎0570-666-301 平日 午前9時～午後8時 ※受付期間等は各大学・専門学校等の学生課へご確認ください
緊急学生支援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的に厳しい環境におかれた大学生等へ給付金を支給（3万円）	企画政策推進室・☎221-2536 平日 午前8時35分～午後5時20分 (受付期間 2年10月31日まで)

事業者向け

本市では、これらその他にも市独自の支援を行っています。
詳しくは、ホームページで確認してください。



支援項目	内 容	問い合わせ先
休業要請等協力支援金 (第2次)	兵庫県の休業要請等に応じた市内に主たる店舗または施設を有する中小企業者（個人事業主を含む）に対して、20万円の協力支援金を給付	姫路市休業要請等協力支援金事務局 ・☎223-7711 全日 午前9時～午後5時 雇用維持・事業継続相談窓口 ・☎221-2622 平日 午前9時～午後5時 (受付期間 2年7月31日まで)
中小企業者等事業継続応援金	国や県、市の給付金・支援金の対象となっていない中小企業者等に対して、10万円の応援金を給付 (受付開始は7月中旬以降)	姫路市中小企業者等事業継続応援金事務局・☎223-7711 全日 午前9時～午後5時 雇用維持・事業継続相談窓口 ・☎221-2622 平日 午前9時～午後5時
持続化給付金	事業者・フリーランスを含む個人事業者、各種法人で売上が前年同月比50%以上減少した企業を対象に、法人200万円、個人事業主に100万円を上限に給付	持続化給付金事業コールセンター ・☎0120-115-570 申請サポート会場予約受付 (要予約・姫路商工会議所2階) ・☎0570-077-866 (受付期間 3年1月15日まで)
雇用調整助成金	事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成（1人当たり1日15,000円を上限）	ハローワーク姫路求人課 ・☎222-4511 ※受付期間等は電話でご確認ください

妊婦と配偶者等を対象とした無料PCR検査の実施

産院での感染を防止し、安心安全な出産を支援します。

◆対象 市内産院で出産予定の妊婦および配偶者等で、検査に同意された人

◆実施期間 2年8月31日まで

◆問い合わせ

保健所予防課・☎289-1635

保健所健康課・☎289-1641

水道料金の減免（申請不要）

本市と契約している市民の皆さんの8月検針分から1月検針分までの水道料金の基本料金について、全額免除します。

◆問い合わせ

水道料金センター・☎221-2711

水道局総務課・☎221-2802

プレミアム商品券等による地域商業の活性化

商店街が発行（販売）する期間限定のプレミアム付商品券等を支援し、地域商業の活性化を図ります。

◆問い合わせ

産業振興課・☎221-2453

ひとり親世帯への地場産品提供による支援

ひとり親世帯へ地場産品を配達し、生活支援を行います。また、地場産品の購入により、地元生産者や配送に協力していただく地元タクシー事業者を支援します。

◆対象 2年4月分または5月分の児童扶養手当が満額支給されている世帯（対象世帯には通知しております）

※支援期間中に手当の減額や資格喪失などで要件を満たさなくなった場合は、対象外となります

◆配送する食材（地場産品） 米、玉ネギ、ジャガイモ、のり、そうめん、菓子、ゆず加工品、アルファ化米など（季節により変更有）

◆配送時期 2ヶ月分の食料（1万2千円相当）を3回（6月・8月・10月頃）に分けて配送

◆問い合わせ

支援対象者に関すること

こども支援課・☎221-2311

配送品に関すること

雇用維持・事業継続相談窓口・☎221-2622

配送に関すること 交通計画室・☎221-2493

このチラシは、市役所、最寄りの支所、サービスセンターなどでお受け取りいただけます。

チラシに関するお問い合わせは、姫路市危機管理室・☎223-9600へ